

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1. 現状

(1) 職種ごとの平均年齢、人数、平均給与月額及び年収ベース

(平成19年4月1日現在)

区 分	平均年齢	職員数	平均給与月額	年収ベース (試算値)
			千円	千円
阿久比町	52.1	13人	207.3	3,374.9
うち調理員	54.8	8人	211.4	3,542.6
うち用務員	50.4	5人	199.8	3,272.7
民 間				^ -
うち調理士	41.0		281.4	3,891.1
うち用務員	53.9		227.2	3,284.3

(注) 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」の平成16年～平成18年の3ヶ年平均です。

民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではありません。

年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、町については前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
阿久比町	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	1人	2人	3人	5人	0人	13人
うち調理員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	1人	2人	4人	0人	8人
うち用務員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	5人

(3) その他給与に関する事項

給料表

行政職給料表(二)を適用します。

手当

対象となる手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当があります。

昇給基準

毎年1月1日を昇給日とし、職員の勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については退職不補充とし、臨時職員等を活用します。

3. 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同様になるよう、適正な給与等への改正を実施します。

平成19年4月現在、技能労務職員13人が在職していますが、今後は新規の技能労務職員を採用せずに、臨時職員等で対応する計画です。

地域手当については、一般行政職と同様、平成19年12月議会において条例改正を行い、平成22年4月1日より廃止となります。

4. その他

阿久比町の技能労務職員には、支給対象となる特殊勤務手当はありません。